

第**62**期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所

長野県松本市渚2丁目9番38号
当行本店 2階大会議室

〈株主の皆さまへ〉

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆さまの健康と安全を第一に考え、本株主総会につきましては、事前に書面（郵送）またはインターネット等により議決権をご行使いただき、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

株主総会へご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産は本年より取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

〔議案〕

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役7名選任の件
第4号議案	監査役1名選任の件
第5号議案	取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

証券コード 8521
2021年6月8日

株主の皆さまへ

長野県松本市渚2丁目9番38号
株式会社 **長野銀行**
取締役頭取 西澤仁志

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第62期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2021年6月24日（木曜日）午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

後記の「議決権行使等についてのご案内」（3頁および4頁）をご高覧のうえ、スマートフォンまたはパソコン等から当行の指定する議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。敬具

記

- 1 日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
- 2 場所 長野県松本市渚2丁目9番38号
当行本店 2階大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3 会議の目的事項

- 報告事項
- 1 第62期（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 - 2 第62期（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

4 議決権の行使等についてのご案内

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する当行の他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

5 インターネットによる開示

当行は、法令および当行定款第17条の規定に基づき、本定時株主総会にあたり提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載していません。

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「その他」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。

会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。

以上

- 当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当日当行役職員は、ノーネクタイの軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトにおいて掲載させていただきます。

| 当行ウェブサイト |

<https://www.naganobank.co.jp/site/kabu/sokai.html>

〈新型コロナウイルス【COVID-19】に関するお知らせ〉

新型コロナウイルス【COVID-19】の感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえご返送いただくほか、スマートフォン、パソコン等からインターネットによる事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

また、株主総会にご出席される株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただくとともに、株主総会会場においては、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を実施させていただきますので、ご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

〈ご来場株主さまへのお土産の取りやめに関するお知らせ〉

本年から、株主総会にご出席株主さまへのお土産は取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法

スマートフォンから「スマート行使[®]」をご利用ください。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

The diagram shows a proxy statement form with fields for '株主番号' (Shareholder Number), '議決権の数' (Number of Shares), and '御中' (To). A QR code is located in the bottom right corner of the form. A red box highlights the QR code with the text 'スマートフォン用 議決権行使書 ウェブサイト ログインQRコード' (Smartphone Proxy Statement Website Login QR Code). A hand is shown holding a smartphone displaying the QR code, with a red arrow pointing from the QR code on the form to the phone.

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否
をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は
1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、下記2.の手順により再度議決権行使をお願いいたします。

※ログインQRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへ
アクセスしてください。

The screenshot shows the login page of the proxy statement website. The text '議決権行使ウェブサイトへ' (Access to Proxy Statement Website) is visible. A red box highlights the '次へすすむ' (Next) button, with a red arrow pointing to it.

「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。

The screenshot shows the login page with the '議決権行使コード' (Proxy Code) input field highlighted by a red box. A red arrow points from the text '「議決権行使コード」を入力' (Enter Proxy Code) to this field. Another red arrow points from the text '「次へ」をクリック' (Click Next) to the '次へ' (Next) button.

「議決権行使コード」を入力
「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。

The screenshot shows the login page with the 'パスワード' (Password) input field highlighted by a red box. A red arrow points from the text '「パスワード」を入力' (Enter Password) to this field. Another red arrow points from the text '「初回のみ」ご自身で新しいパスワードを設定してください' (Set your own new password for the first time) to the 'パスワード' field. A third red arrow points from the text '「登録」をクリック' (Click Register) to the '登録' (Register) button.

「パスワード」を入力
(初回のみ)ご自身で新しい
パスワードを設定してください
「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否
をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 平日9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当行は、内部留保による自己資本の充実を図るとともに、株主の皆さまへの利益還元にあたっては、安定的な配当を行うことを基本的な考え方としております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 1 配当財産の種類
金銭といたします。
- 2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき25円とし、配当総額は226,908,525円といたしたいと存じます。
これにより、中間配当金25円を加えた年間配当金は1株につき50円となります。
- 3 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年6月28日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

現行の一部を次のとおり改めようとするものであります。

1 変更の理由

経営体制の高度化および経営の効率化を図るため、定款で定める取締役の員数と実人数を鑑み、現行定款第21条（員数）につきまして取締役の員数を18名以内から13名以内に減少させるものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

（下線部分が変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第20条 （条文省略）	第1条～第20条 （現行どおり）
第四章 取締役および取締役会 （員数） 第21条 当銀行の取締役は、 <u>18名以内</u> とする。	第四章 取締役および取締役会 （員数） 第21条 当銀行の取締役は、 <u>13名以内</u> とする。
第22条～第42条 （条文省略）	第22条～第42条 （現行どおり）

（参考）なお、当行は取締役会の規模適正化を実現し、経営の意思決定と監督機能を強化することで経営体制の高度化を図るとともに、柔軟かつ迅速な業務執行を円滑に進めるため執行役員制度を新たに導入いたします。執行役員は、重要な使用人として、その選任・解任等につきましては、取締役会において決議することといたします。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役西澤仁志、近藤正恭、宮崎幸男、徳武勝男、内川小百合、二木馨三の6氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、取締役近藤正恭氏は本定時株主総会終結の時をもって退任されます。また、取締役渡辺正直氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の当行における地位
1	再任 西 澤 仁 志	代表取締役頭取
2	再任 宮 崎 幸 男	常務取締役
3	再任 徳 武 勝 男	取締役
4	新任 あがた 縣 ひろ 浩 ゆき 幸	営業統括部長
5	再任 うち 内 かわ 川 さ 小 ゆ 百 り 合 社外 独立役員	取締役（社外取締役）
6	再任 ふた 二 つぎ 木 けい 馨 ぞう 三 社外 独立役員	取締役（社外取締役）
7	新任 い 井 ぐち 〇 あきら 彰 社外 独立役員	—

社外 …社外取締役候補者

独立役員 …東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 行 に お け る 地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 行 の 株 式 数
1	<p>にし ざわ ひと し 西 澤 仁 志 (1963年3月26日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数 6年 取締役会14回開催14回出席</p>	<p>1985 年 4 月 日本興業銀行（現みずほ銀行） 入行 2008 年 4 月 みずほ情報総研株式会社経営企画部副部長 2010 年 5 月 同社市場系システム事業部第3部部長 2011 年 12月 同社市場系システム事業部第1部部長 2013 年 7 月 みずほ銀行業務監査部次長 2014 年 4 月 当行入行 証券国際部副部長 2015 年 6 月 当行取締役証券国際部長 2016 年 7 月 当行常務取締役証券国際部長（証券国際部、事務部担当） 2017 年 6 月 当行常務取締役（総合企画部、総務部、人事部担当） 2019 年 4 月 当行常務取締役（総合企画部、リスク統括部、総務部、人事部担当） 2019 年 6 月 当行取締役頭取（代表取締役） 現在に至る （監査部担当）</p> <p>■取締役候補者とした理由 西澤仁志氏につきましては、みずほ銀行において市場関連、システム関連、監査関連など幅広い分野に亘る業務経験を積んでおります。同氏は2015年6月より当行取締役に就任し、2019年6月より代表取締役頭取として、当行の経営管理全般に亘り卓越したリーダーシップを発揮しております。 今後も、こうした豊富な知識と経験を取締役の立場で経営に活かすことで当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	4,400株
2	<p>みや ざき さち お 宮 崎 幸 男 (1962年1月30日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数 2年 取締役会14回開催14回出席</p>	<p>1985 年 4 月 長野相互銀行入行 2004 年 6 月 当行箕輪支店長 2007 年 12月 当行岡谷北支店長 2010 年 6 月 当行坂城支店長 2013 年 6 月 当行融資統括部審査担当部長 2016 年 7 月 当行中野支店長 2018 年 6 月 当行人事部長 2019 年 6 月 当行取締役人事部長 2020 年 6 月 当行常務取締役人事部長 2020 年 10月 当行常務取締役 現在に至る 〔リスク統括部、総務部、人事部、事務部担当〕</p> <p>■取締役候補者とした理由 宮崎幸男氏につきましては、幹事店である中野支店の支店長を務め、本部においては融資統括部審査担当部長をはじめ人事部長を務める等、豊富な経験と幅広い知見により業務全般を熟知しております。同氏は2019年6月より当行取締役人事部長に就任し、2020年6月より常務取締役を務め、現在はリスク統括部、総務部、人事部および事務部の担当役員を務めております。 今後も、こうした豊富な知識と経験を取締役の立場で経営に活かすことで当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	2,400株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当行における地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当行の株式数
3	<p>とく たけ かつ お 徳 武 勝 男 (1960年10月9日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数 2年 取締役会14回開催14回出席</p>	<p>1984 年 4 月 長野相互銀行入行 2004 年 4 月 当行柳町支店長 2007 年 4 月 当行坂城支店長 2011 年 4 月 当行長野支店長 2014 年 6 月 当行中野支店長 2016 年 7 月 当行融資統括部審査担当部長 2017 年 6 月 当行諏訪支店長 2019 年 6 月 当行取締役長野営業部長兼柳町支店長兼芹田支店長兼柳原支店長兼若槻支店長 現在に至る</p> <p>■取締役候補者とした理由 徳武勝男氏につきましては、幹事店である中野支店や諏訪支店の支店長を務め、本部においては融資統括部審査担当部長を務めております。同氏は2019年6月に取締役に就任し長野営業部長他長野地区4店舗の支店長を兼務しております。今後も、こうした豊富な知識と経験を取締役の立場で経営に活かすことで当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>	2,100株
4	<p>あがた 縣 ひろ ゆき 縣 浩 幸 (1962年9月13日生)</p> <p>新任</p>	<p>1985 年 4 月 長野相互銀行入行 2007 年 4 月 当行須坂南支店長 2008 年 4 月 当行事務部副部長 2014 年 6 月 当行事務部長 2020 年 6 月 当行営業統括部企画担当部長 2020 年 10 月 当行営業統括部長 現在に至る</p> <p>■取締役候補者とした理由 縣浩幸氏につきましては、本部において事務部副部長、部長を務め、現在は営業統括部長を務めております。特に事務システム部門に長く携わり専門的知見と豊富な経験を有しており、今後は、こうした豊富な知識と経験を取締役の立場で経営に活かすことで当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といいたしました。</p>	2,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
5	うちかわ さゆり 内川小百合 (1950年11月7日生) 再任 社外 在任年数 8年 取締役会14回開催14回出席	1973年4月 丸の内タイピスト学校 入職 1976年4月 丸の内ビジネス専門学校 (校名変更) 1991年4月 同校副校長 1996年4月 同校校長 2012年4月 同校校長兼設置者 2013年6月 当行社外取締役 現在に至る 2017年12月 学校法人秋桜会 丸の内ビジネス専門学校理事・学校長 現在に至る (学校法人に変更) 2020年6月 キッセイ薬品工業株式会社社外取締役 現在に至る [重要な兼職の状況] 学校法人秋桜会 丸の内ビジネス専門学校理事・学校長、キッセイ薬品工業株式会社社外取締役 ■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 内川小百合氏につきましては、学校法人秋桜会 丸の内ビジネス専門学校理事・学校長として長年に亘り教育者ならびに学校経営者として活躍されております。 同氏を選任した理由は、長年に亘り培ってきた教育者としての豊富な経験と幅広い知見が、客観的・中立的立場から、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に大いに貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としたしました。	2,600株
6	ふた つぎ けい ぞう 二木馨三 (1945年10月30日生) 再任 社外 在任年数 6年 取締役会14回開催14回出席	1964年4月 信濃三鱗株式会社 (現サンリン株式会社) 入社 1986年7月 同社取締役 1995年8月 同社常務取締役 1996年8月 同社代表取締役専務 1998年6月 同社代表取締役社長 2008年6月 同社代表取締役会長 2012年6月 同社相談役 現在に至る 2015年6月 当行社外取締役 現在に至る [重要な兼職の状況] サンリン株式会社相談役 ■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 二木馨三氏につきましては、サンリン株式会社で代表取締役を長年に亘り努め経営経験も豊富であります。 同氏を選任した理由は、長年に亘り培ってきた経営者としての豊富な経験と幅広い知見が、客観的・中立的立場から、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に大いに貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としたしました。	3,900株

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
7	井口彰 (1952年3月11日生) 新任 社外	<p>1974年6月 富士重工業株式会社(現株式会社S B A R U) 航空事業部入社 1981年2月 朝日新聞社航空部 1987年10月 ANK(エア・ニッポン、現ANA(全日空)) 1994年10月 株式会社マル井 同社取締役 2011年3月 同社代表取締役社長 現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社マル井代表取締役社長</p> <p>■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 井口彰氏につきましては、長く航空産業に身を置き、会社経営者に転身後は自社ブランドの海外展開を積極的に図る一方、地域地場産業の支援、育成にも力を入れて取り組むなど、その経営手腕を如何なく発揮されております。 同氏を選任した理由は、こうした多くの経験と幅広い知見が、客観的・中立的立場から、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に大いに貢献いただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。</p>	一株

- (注) 1 各候補者と当行との間には、いずれも特別な利害関係はありません。また、候補者内川小百合氏が理事長・学校長を務める学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校および候補者井口彰氏が代表取締役社長を務める株式会社マル井と当行との間には、特別な利害関係はありません。
- 2 内川小百合、二木馨三および井口彰の3氏は、社外取締役候補者であります。
- 3 当行は、内川小百合、二木馨三の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令に定める最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、新任の候補者である井口彰氏の選任が承認された場合は、当行は同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- 4 当行は、保険会社との間で当行取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償請求に伴う訴訟費用等を填補することとしております。各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険の被保険者となります。また、当該保険は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 5 当行は、社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に加え、当行独自に社外役員の独立性判断基準を定めており(16頁に記載のとおりです。)、内川小百合、二木馨三および井口彰の3氏は、いずれの基準も満たしております。内川小百合、二木馨三の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は、当行は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、新任の候補者である井口彰氏の選任が承認された場合は、当行は新たに独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
- 6 候補者の氏名欄に本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役轟速人氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
とどろき はや と 轟 速 人 (1959年7月11日生) <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">再任</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">社外</div> 在任年数 8年 取締役会14回開催14回出席 監査役会13回開催13回出席	1993年4月 公認会計士登録 1994年3月 税理士登録 2010年10月 轟税務会計事務所所長 現在に至る 2013年4月 関東信越税理士会長野支部連合会 常務理事(2015年3月退任) 2013年6月 当行社外監査役 現在に至る 2014年6月 日本公認会計士協会東京会長野県会 副会長(2016年6月退任) <div style="color: red;">■社外監査役候補者とした理由</div> 轟速人氏につきましては、公認会計士および税理士としての豊富な実務経験に基づき、財務ならびに会計に関する専門的な知見を有しておられることから、主として会計上の観点から客観的かつ公正な監査および取締役会に対する有益な意見をいただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。	2,400株

- (注) 1 候補者轟速人氏と当行との間には、特別な利害関係はありません。
- 2 候補者轟速人氏は、社外監査役候補者であります。
- 3 当行は、轟速人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令に定める最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当行は同氏との当該契約を継続する予定であります。
- 4 当行は、保険会社との間で当行取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償請求に伴う訴訟費用等を填補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険の被保険者となります。また、当該保険は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 5 当行は、社外監査役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に加え、当行独自に社外役員の独立性判断基準を定めており(16頁に記載のとおりです。)、轟速人氏はいずれの基準も満たしております。轟速人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は、当行は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- 6 候補者の氏名欄に本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

1 提案の理由およびこれを相当とする理由

当行は、2016年6月24日開催の第57期定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。以下、ことわりがない限り、本議案において同じとします。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠に代えて、取締役に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続き上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではなく、原決議同様、取締役の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当行の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（事業報告[本招集ご通知25頁から27頁]をご参照ください。）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2009年6月26日開催の定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額180百万円以内）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当行の取締役に対して支給するため、報酬等の額および具体的な内容についてご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は7名ですが、第3号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものといたします。

2 本制度に係る報酬等の額および具体的な内容

(1)本制度の概要（下線部が主な改定箇所）

①本制度の対象者	・取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします）
②信託金額の上限 （下記(2)のとおり。）	・1事業年度あたり50百万円（対象期間あたり150百万円）
③本信託による当行株式の取得方法および取得株式数 （下記(2)および(3)のとおり。）	・取引所市場を通じてまたは当行の自己株式処分を引き受けます ・ <u>1事業年度あたり25,000株（25,000ポイント相当）</u>
④当行株式の給付時期 （下記(5)のとおり。）	・各取締役退任後（ただし、解任の決議をされた場合は、給付を受ける権利を取得できない）

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式および当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

(2)信託金額

当行は、2017年3月末で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、および当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初の対象期間に関して本制度に基づく当行の取締役への給付を行うための株式の取得資金として150百万円を上限として金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当行が信託した金銭を原資として、当初の対象期間に関して当行株式797,000株を取得しております。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当行は各対象期間に150百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当行株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当行株式で、取締役に對する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当行株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。当行が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(3)本信託による当行株式の取得方法および取得株式数

本信託による当行株式の取得は、上記(2)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当行の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり25,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当行株式数の上限は25,000株となります。

(4)取締役 に 給 付 さ れ る 当 行 株 式 等 の 数 の 上 限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績、中期経営計画達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は25,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(5)の当行株式等の給付に際し、1ポイント当たり当行普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当行株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。)

また、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(25,000株)の発行済株式総数(2021年3月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.28%です。

下記(5)の当行株式等の給付にあたり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイントを合計した数とします(以下、このように算出されたポイントを「確定ポイント数」といいます。)

(5)当行株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、原則として上記(4)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当行株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当行株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

以 上

(ご参考) 独立社外役員に係る独立性判断基準

以下の項目のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当行に対する十分な独立性を有するものと判断する。

- (1) 当行またはその子会社の業務執行者（業務執行取締役またはその他の使用人）である者、または過去において業務執行者であった者
- (2) 当行またはその子会社を主要な取引先とする者、または、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人）である者
- (3) 当行またはその子会社から、役員報酬以外に一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- (4) 当行の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ。）、または当該主要株主が法人である場合には、当該主要株主または重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人
- (5) 当行または当行の子会社の非業務執行取締役または会計参与（独立役員が社外監査役の場合）
- (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
- (7) 当行と社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
- (8) 当行が寄付を行っている先またはその出身者
- (9) 当行以外に3社を超えて他の上場会社の取締役または監査役を兼任している者

以上

(添付書類)

第62期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

(金融経済情勢)

当期におけるわが国経済を顧みますと、4月に新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言が発令されたことにより、経済活動は大幅に制限され、飲食・小売・宿泊業などを中心に景気はリーマンショック以来の落ち込みをみせました。夏場以降は、Go Toキャンペーン事業や特別定額給付金などの政策効果もあり、経済活動は一部に持ち直しの動きがみられたものの、2021年1月には11都府県を対象に緊急事態宣言が再発令され、再び経済活動が制限されるなど、終息が見通せないなか、更なる下振れリスクが懸念されます。

こうした金融経済環境のもと、当行が営業基盤とする長野県の経済におきましては、自動車関連や半導体関連などの製造業では持ち直しの動きがみられたものの飲食・宿泊業を中心に企業業績や資金繰りの悪化が懸念されます。また、中小企業を中心とする後継者問題もあり、休廃業を決断する事業者の増加により、地域の経済成長率の低下が懸念される状況にあります。

金融面につきましては、日本銀行による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」が継続するなか、10年物国債利回りは、2021年1月までは0.0%から0.05%の範囲で推移しましたが、米国の長期金利上昇を受け、2月には一時0.16%程度まで上昇したものの、その後は低下し0.1%近傍で推移しました。日経平均株価は、世界的な株高を背景に堅調に推移し、2月には30,000円台を回復しました。ドル/円相場は、日米金利差の縮小により、3月には一時102円台まで円高ドル安となる局面があったものの、再び日米金利差が拡大したことで1ドル110円台半ばまで円安ドル高が進みました。

(事業の経過および成果)

当行は、2019年4月から2022年3月までの3年間を計画期間とする「第11次中期経営計画」をスタートさせました。第11次中期経営計画では、「不断の改革と更なる進化」のスローガンのもと、中小企業と個人に寄り添う『長野県のマザーバンク』を目指し、役職員一丸となって業容の拡充と経営の一層の効率化に努めるとともに、お客さまの課題解決に向けたコンサルティング営業を推進してまいりました。

○預金・貸出金・損益等

まず預金は、個人預金、法人預金は堅調に増加したものの、公金預金などの金利の高い大口定期預金の取り込みを控えたことにより、期中227億45百万円減少し、期末残高は1兆520億12百万円となりました。

貸出金につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に対する資金繰り支援を背景として、事業性貸出金を中心に貸出金が増加したこと等により、期中218億69百万円増加して、期末残高は6,424億4百万円となりました。

有価証券につきましては、期中61億6百万円減少して期末残高は3,746億8百万円となりました。

また、外国為替の取扱高は1億76百万ドルとなりました。

損益面につきましては、10億90百万円の当期純利益となりました。

○組織等

店舗については、収益力の改善に向けた効率的な店舗網を確立する取組として、2020年5月に白田支店を佐久支店内に移転しました。

組織については、営業店と本部が一体となって法人および地域の課題解決に向けた取組みや多様なニーズに、より一層迅速かつ適切にお応えするため、2020年10月に営業統括部ビジネスソリューション室をソリューション営業部へ昇格させたほか、2021年2月に東北信地域の拠点として長野営業部内にソリューション営業部長野分室を設置いたしました。

○業務・商品・サービス等

当行は、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられたお客さまを迅速かつ適切にサポートするため、2020年6月に「ながざん事業支援チーム」を新たに設置しました。販路拡大支援や新たな事業展開を含めた成長支援、さらには特定地域の事業支援などを行い、地域を支えてまいります。

また、2020年9月に株式会社日本政策投資銀行と新型コロナウイルス感染症等に対応する「災害対策業務協力協定」を締結しました。それぞれの持つノウハウ、ネットワーク等を活かし緊密に連携しながら、大規模災害などの危機的状況に対応してまいります。

さらに、お取引先企業の人材確保を支援するため、2020年11月より人材紹介業務を開始しました。当行は人材紹介会社と連携して、求人ニーズに応じた適切な人材紹介を行い、お客さまの成長・発展に貢献してまいります。

このほか、コロナ禍で売上が減少する飲食業をはじめとした各事業者を支援するため、コミュニケーションアプリLINEの当行公式アカウントを通じてお取引先の商品紹介、LINEクーポン機能を活用した集客支援などを行っております。

○その他

地域への社会貢献活動といたしましては、県内観光を支える自然や国宝・重要文化財等の維持管理を支援するため、「地域応援キャンペーン」を実施しました。今回は、当行の創業70周年を記念して、県内の文化財等に加え、県内各所で新型コロナウイルス感染症の影響から中止を余儀なくされている伝統行事・イベント等の伝統文化の継承・発展のために、寄付先を20か所といたしました。第1弾（2011年）の実施以来、県内各地への寄付は、累計で10回目、120か所となりました。

また、2021年用絵画カレンダーを「信州ゆかりの新世代アーティスト」と題し、新型コロナウイルス感染症による影響で発表の機会を失っている長野県ゆかりの若手作家の作品としました。

環境貢献活動としては、長野県の環境施策に賛同し、県が初めて発行する「長野県グリーンボンド」へ投資しました。今後もこのような活動を通じて、環境・社会・経済の課題解決に取り組み、持続可能な社会の実現に努めてまいります。

また、当行は、コロナ禍で生まれる感染者や医療従事者への差別や偏見をなくし、思いやりの輪を広げて明るい社会を目指す「シトラスリボンプロジェクト」に賛同し、役職員全員がシトラスリボンを身に着けています。

株主の皆さまに対しましては、日頃のご支援にお応えするため、本年度も「株主優遇定期預金」をお取扱いしております。

○当行グループの経営成績

当行および子会社2社で構成されております企業集団は、銀行業務を中心にリース業務、クレジットカード業務、信用保証業務等を通じて金融サービスを提供しておりますが、当企業集団の経営成績につきましては、連結経常収益218億99百万円、親会社株主に帰属する当期純利益11億88百万円となりました。

(当行が対処すべき課題)

当行を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化による営業基盤の縮小に加え、低金利政策の継続による収益環境の悪化や異業種参入による競争環境の激化、さらに、新型コロナウイルス感染症によるリーマンショック以来の経済の落ち込みなど、厳しい状況が続いており、今後の経済動向に留意する必要があります。

このような状況の中、当行は、最重要取組事項として、新型コロナウイルスにより影響を受けたお客さまに対し資金繰り支援および本業支援を徹底して行ってまいります。なお、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中で、景気の低迷が長期化すれば信用コストの増加が見込まれ、当行の収益へ与える影響に留意する必要があります。

また、第11次中期経営計画の最終年度として、中小企業と個人に寄り添う「長野県のマザーバンク」の実現に向け、課題解決型総合金融サービス業への「進化」からより一層きめ細かくお客さまに寄り添う「深化」へステップアップし、グループ一体となったコンサルティング営業の徹底により長野県経済の活性化に努めていくこととしています。お客さま目線に立ったコンサルティング営業を強化することにより金融仲介機能を発揮し、法人のお取引先には、事業再編、事業承継、資本性ローンの活用などによる本業・金融両面での支援を、個人のお取引先には、ライフプランに応じた資産形成支援等を強化するとともに長野県をはじめとする行政との連携を強化し、地域経済の活性化に貢献してまいります。

さらに経営資源の最適化と業務効率性を高め、生産性を向上させるとともに、管理態勢の高度化を図ることにより、収益性を確保し当行の企業価値の向上に努めていくほか、従業員が活躍できる職場環境を一層整備することにより、従業員満足度を向上させてまいります。

当行は、おかげさまで昨年11月に創業70周年を迎えました。これはひとえに皆さま方のご愛顧の賜と深く感謝申し上げる次第です。皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預	金	1,013,844	1,031,209	1,074,758	1,052,012
	定期性預金	645,085	636,348	641,793	573,528
	その他	368,758	394,861	432,965	478,484
貸	出金	596,118	620,348	620,535	642,404
	個人向け	201,697	206,576	213,708	214,512
	中小企業向け	219,557	228,236	229,812	261,193
	その他	174,863	185,535	177,013	166,698
商品有価証券		-	-	-	-
有	価証券	389,080	399,459	380,714	374,608
	国債	81,100	76,399	70,586	51,307
	その他	307,980	323,120	310,128	323,300
総資産		1,077,791	1,094,288	1,134,843	1,158,511
内国為替取扱高		2,466,719	2,583,015	2,699,662	2,700,564
外国為替取扱高		百万ドル 131	百万ドル 155	百万ドル 200	百万ドル 176
経常利益		2,645	1,362	1,940	1,611
当期純利益		1,781	1,181	1,165	1,090
1株当たり当期純利益		199円21銭	131円82銭	129円72銭	120円92銭

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式総数で除して算出しております。
3 預金につきましては、譲渡性預金を含まない金額を表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	640人
平 均 年 齢	39年9月
平 均 勤 続 年 数	15年5月
平 均 給 与 月 額	360千円

- (注) 1 使用人数には、臨時および嘱託は含まれておりません。
 2 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
長 野 県	店 52 うち出張所 (1)
東 京 都	1 (0)
合 計	53 (1)

- (注) 1 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を56か所設置しております。
 2 2020年度は一部支店について窓口営業を中心とするサテライト店舗としたほか、2020年5月には臼田支店を「ランチ・イン・ランチ（店舗内店舗）」方式にて佐久支店内に移転しております。

□ 当年度新設営業所

当年度新設営業所はございません。

- (注) 1 当年度においては、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。
 ・佐久支店臼田出張所
 2 当年度においては、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。
 ・本店営業部マクセルイズミ出張所

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	565
---------	-----

- (注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設

(単位：百万円)

内 容	金 額
事務機器（行内ネットワークの更改、行内LAN/パソコン等）	265
ソフトウェア（投資信託販売システム等）	260

- (注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
長野カード株式会社	長野県松本市大手2丁目2番16号	クレジットカード業 信用保証業	百万円 30	% 95.00	
株式会社ながぎんリース	長野県松本市大手2丁目2番16号	リース業	34	75.42	

(注) 1 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2 当行の連結対象会社は上記の子会社2社であります。

当年度の連結経常収益は218億99百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は11億88百万円となりました。

ハ 当行の重要な業務提携の概況

(イ) 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(ロ) 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む。）、信用組合141組合（全信組連を含む。）、系統農協・信漁連641（農林中金、信連を含む。）、労働金庫14金庫（労金連を含む。）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(ハ) 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービスを行っております。

(ニ) ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実施サービスを行っております。

(ホ) 株式会社セブン銀行との提携により、共同設置現金自動設備による現金自動引出し・入金の実施サービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

特記すべき事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の場合

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職
西澤 仁志	取締役頭取（代表取締役） （監査部担当）	
近藤 正恭	常務取締役（融資統括部長） （市場運用部、融資統括部担当）	
大沢 孝一	常務取締役 （総合企画部、営業統括部、ソリューション営業部担当）	
宮崎 幸男	常務取締役 （リスク統括部、総務部、人事部、事務部担当）	
渡辺 正直	取締役（事務部長）	
徳武 勝男	取締役（長野営業部長兼柳町支店長兼芹田支店長兼柳原支店長兼若槻支店長）	
小出 和幸	取締役 （本店営業部長兼松本西支店長）	
内川 小百合	取締役（社外）	学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校理事 長・学校長、キッセイ薬品工業株式会社社外取締役
二木 馨三	取締役（社外）	サンリン株式会社相談役
塚田 益己	常勤監査役	
神戸 美佳	監査役（社外）	弁護士、神戸法律事務所所長 長野県公文書審議会会長
轟 速人	監査役（社外）	公認会計士、税理士、轟税務会計事務所所長
降旗 征一郎	監査役（社外）	キッセイ薬品工業株式会社相談役

- (注) 1 当行は、社外取締役内川小百合氏および二木馨三氏ならびに社外監査役轟速人氏および降旗征一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
- 2 社外監査役轟速人氏は、公認会計士および税理士として財務ならびに会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等	報 酬 等		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役	11名	168	116	14	37
監 査 役	4名	25	25	－	－
計	15名	193	142	14	37

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 支給人数には、2020年6月25日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって退任しました取締役2名を含んでおりません。

3 上記以外に支払った兼務取締役の使用人としての報酬は32百万円であります。

ロ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、取締役会の決議によるコーポレートガバナンス基本方針において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めております。

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下のとおりです。

(イ) 基本方針

当行の報酬は、各職責を踏まえ、業績や経済・社会環境等を考慮した適正な水準とすることを基本方針とします。

(ロ) 報酬の割合

当行の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、確定金額報酬、業績連動型報酬および株式給付信託（B B T）の3つの構成からなります。支給割合は、短期の業績目標達成と中長期的な企業価値向上を図るために適切な構成となるように割合を決定します。なお、各種の報酬は、あらかじめ定めた範囲内に収めることとします。

(ハ) 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、コーポレートガバナンス基本方針に基づき、適切性、妥当性に関して、客観性と透明性を確保した上で次のとおり決定します。

・固定報酬である確定金額報酬については、2009年6月26日開催の定時株主総会で決議した報酬総額（年額180百万円）の範囲内において、取締役については取締役会の決議により決定します。監査役については、確定金額報酬（年額30百万円）の範囲内において、監査役の協議により決定します。なお、当該決議時の取締役の員数は10名、監査役は5名です。

・短期インセンティブ報酬である業績連動型報酬については、2009年6月26日開催の定時株主総会で決議した報酬総額（当期純利益水準に応じて最大50百万円）の範囲内において、各取締役（社外取締役を除く。）の業績貢献度等を考慮し取締役会にて決定します。業績指標として一事業年度の最終成果である当期純利益を指標として採用しております。当期純利益による業績連動型報酬率は下表のとおりです。

当期純利益水準（単体）	報酬率
～10億円以下	—
10億円超～15億円以下	20百万円
15億円超～20億円以下	30百万円
20億円超～25億円以下	40百万円
25億円超	50百万円

・2021年3月期における業績連動型報酬に係る指標の目標および実績

指標	目標	実績
当期純利益（単体）	10.50億円	10.90億円

（注） 目標は、2021年3月期の個別業績予想として、2020年3月期決算短信にて公表しております。

・中長期インセンティブ報酬としての株式給付信託（BBT）については、2016年6月24日開催の定時株主総会において導入を決議しています。3事業年度ごとの対象期間に対して取締役（社外取締役を除く。）へ当行株式等の給付を行うための株式の取得資金として150百万円を上限に本信託に拠出し、当行が策定する中期経営計画の重要業績評価指標の一つである当期純利益の達成度に応じたポイント（株数）付与を行います。取締役会は取締役（社外取締役を除く。）個人別の付与ポイント数（1ポイント＝1株）を決議します。なお、当該決議時の取締役の員数は10名（うち社外取締役は2名）、監査役は4名です。

A 付与ポイントの算定について

付与ポイントの算定は、以下に掲げる取締役の役位に応じた基準ポイントに、中期経営計画に基づいた、業績連動係数を乗じることによって算出したポイントといたします。

$$\text{算出ポイント数①} \times \text{業績連動計数②}$$

B 基準ポイント数

基準ポイント数は、以下のとおりとなっています。

役 位	基準ポイント①
取締役会長	1,540
取締役頭取	3,580
常務取締役	2,560
取締役	520

C 業績連動係数

業績連動係数については、中期経営計画における「当期純利益」の年度毎の達成水準に応じて定まる係数としております。

当期純利益達成率	2020年度業績連動計数②
140%以上	1.4
100%以上140%未満	1.0
100%未満	0.7

(二) 報酬を与える時期

- ・ 確定金額報酬 毎月23日に支給
- ・ 業績連動型報酬 定時株主総会後に開催される取締役会にて決議後支給
- ・ 株式給付信託（BBT） 退任時に支給

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
社外取締役 内川小百合	会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役として任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。 会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役として任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
社外取締役 二木 馨三	
常勤監査役 塚田 益己	
社外監査役 神戸 美佳	
社外監査役 轟 速人	
社外監査役 降旗征一郎	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を損害保険ジャパン株式会社との間で締結しております。当該役員等賠償責任保険の被保険者の範囲は当行取締役および当行監査役であり、その保険料は全額当行が負担しております。当該保険により被保険者が負担することとなる損害賠償請求に伴う訴訟費用等を填補することとしております。

〈役員等賠償責任保険契約の内容の概要〉

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役9名および 当行監査役4名	2020年6月25日付取締役会決議に基づき、取締役および監査役の全員を被保険者として、役員に対する訴訟リスク等に対応するため、保険料を全額当行負担として期間1年にて契約を締結しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼 職 そ の 他 の 状 況
取締役 内川小百合	学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校理事・学校長、キッセイ薬品工業株式会社社外取締役 内川小百合氏および学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校と当行との間には、預金等の取引があります。また、キッセイ薬品工業株式会社と当行の間には融資等の取引があり、また同社は当行の株主（主要な株主ではありません。）であります。
取締役 二木 馨三	サンリン株式会社相談役 二木馨三氏と当行との間には、預金等の取引があります。サンリン株式会社と当行との間には融資等の取引があり、また同社は当行の株主（主要な株主ではありません。）であります。
監査役 神戸 美佳	弁護士、神戸法律事務所所長、長野県公文書審議会会長 神戸美佳氏と当行との間には、預金等の取引があります。
監査役 轟 速人	公認会計士、税理士、轟税務会計事務所所長 轟速人氏と当行との間には、預金等の取引があります。
監査役 降旗征一郎	キッセイ薬品工業株式会社相談役 降旗征一郎氏と当行との間には、預金等の取引があります。キッセイ薬品工業株式会社と当行との間には融資等の取引があり、また同社は当行の株主（主要な株主ではありません。）であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
取締役 内川小百合	7年9か月	2021年3月期の出席状況 取締役会14回開催14回出席	主に経験豊富な学校教育者としての視点から、取締役会において適切な発言を行っております。
取締役 二木 馨三	5年9か月	2021年3月期の出席状況 取締役会14回開催14回出席	主に経験豊富な経営者としての視点から、取締役会において適切な発言を行っております。
監査役 神戸 美佳	9年9か月	2021年3月期の出席状況 取締役会14回開催14回出席 監査役会13回開催13回出席	主に弁護士としての専門的見地から、取締役会、監査役会において適切な発言を行っております。
監査役 轟 速人	7年9か月	2021年3月期の出席状況 取締役会14回開催14回出席 監査役会13回開催13回出席	主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、取締役会、監査役会において適切な発言を行っております。
監査役 降旗征一郎	4年9か月	2021年3月期の出席状況 取締役会14回開催14回出席 監査役会13回開催13回出席	主に経験豊富な経営者としての視点から、取締役会、監査役会において適切な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	16(-)	-

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 () は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	30,000千株
	発行可能種類株式総数	普通株式 30,000千株
	A種優先株式	10,000千株
	発行済株式の総数	普通株式 9,258千株

- (注) 1 普通株式の発行可能株式総数は、発行可能株式総数3千万株からA種優先株式の発行済株式総数を控除した株式数といたします。
2 発行済株式の総数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	普通株式	7,287名
-------------	------	--------

(3) 大株主（普通株式）

発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主を記載しております。

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
長野銀行職員持株会	581千株	6.40%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	491	5.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	421	4.64
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	318	3.50
株式会社栃木銀行	166	1.83
キッセイ薬品工業株式会社	166	1.83
株式会社八十二銀行	152	1.67
損害保険ジャパン株式会社	102	1.12
コクサイエアロマリン株式会社	100	1.10
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	99	1.09

- (注) 1 持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。
2 持株比率は、持株数を発行済株式総数（自己株式を除く。）で除して算出しております。
3 当行は、2021年3月31日現在、自己株式182千株を保有しておりますが、上記から除外しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に 係る報酬等	その他
E Y新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 岩崎 裕男 指定有限責任社員 畠田 哲也	42	—

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当行監査役会は、取締役会、行内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 当行と会計監査人との監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。

4 当行および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は43百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当行都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断された場合、監査役会は当該会計監査人の解任または不再任について検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、当該会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることを決定します。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断された場合は、監査役会が当該会計監査人を解任します。

第62期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	113,239	預当座預金	1,052,012
現金預け金	12,720	当座預金	33,648
現金預け金	100,519	普通預金	425,558
コーポラル口座	10,000	貯蓄預金	12,311
現金の信託	1,010	通定定期預金	5,534
有価証券	374,608	定期積預金	566,138
国債	51,307	その他の預金	6,021
地方債	108,039	借入金	2,800
株式会社債	48,988	借入金	43,446
株式	13,003	新株予約権付社債	2,965
その他の証券	153,269	その他の負債	5,138
貸出金	642,404	未払費用	252
形付付	2,472	前払受取	247
手貸付	27,937	従業員預り	274
証書貸付	560,860	業員補填備	0
当座貸越	51,134	金融派遣生	9
外国為替	2,485	資産除却負債	763
外国店預け	2,475	その他の負債	99
取立外国為替	9	賞与引当金	3,491
その他の資産	9,517	退職給付引当金	297
前払費用	46	役員株式給付引当金	413
未収取	46	睡眠預金払戻引当金	60
先物取引差入証拠金	840	繰延税金負債	152
金融派生商品	295	支払の部	93
その他の資産	0	負債の部合計	1,507
有形固定資産	8,770		1,403
建物	2,316		1,107,492
土地	5,317	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	663	資本剰余金	13,017
無形固定資産	473	資本準備金	9,681
ソフトウェア	612	利益剰余金	9,681
リース資産	385	利益準備金	23,196
その他の無形固定資産	8	その他の利益剰余金	3,426
前払年金費用	218	別途積立	19,770
支払承諾見返金	640	繰越利益剰余金	5,997
貸倒引当金	1,403	自己株	13,772
資産の部合計	△ 6,181	株主資本合計	△ 598
	1,158,511	その他の有価証券評価差額金	45,296
		評価・換算差額等合計	5,721
		新株予約権	5,721
		純資産の部合計	1
		負債及び純資産の部合計	51,019
			1,158,511

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(2021年3月31日現在)

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	113,242	預 金	1,051,472
コールローン及び買入手形	10,000	借 用 金	45,957
金 銭 の 信 託	1,010	新 株 予 約 権 付 社 債	2,965
有 価 証 券	373,580	そ の 他 負 債	6,426
貸 出 金	635,608	賞 与 引 当 金	306
外 国 為 替	2,485	退 職 給 付 に 係 る 負 債	394
リース債権及びリース投資資産	12,664	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	7
そ の 他 資 産	11,172	役 員 株 式 給 付 引 当 金	60
有 形 固 定 資 産	9,087	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	152
建 物	2,479	偶 発 損 失 引 当 金	93
土 地	5,376	繰 延 税 金 負 債	1,572
リ ー ス 資 産	593	支 払 承 諾	1,403
その他の有形固定資産	637	負 債 の 部 合 計	1,110,812
無 形 固 定 資 産	687	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	417	資 本 金	13,017
リ ー ス 資 産	49	資 本 剰 余 金	9,722
その他の無形固定資産	220	利 益 剰 余 金	26,147
退 職 給 付 に 係 る 資 産	821	自 己 株 式	△ 598
繰 延 税 金 資 産	61	株 主 資 本 合 計	48,288
支 払 承 諾 見 返	1,403	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,721
貸 倒 引 当 金	△ 6,414	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	148
資 産 の 部 合 計	1,165,410	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	5,870
		新 株 予 約 権	1
		非 支 配 株 主 持 分	438
		純 資 産 の 部 合 計	54,597
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,165,410

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		21,899
資金運用収益	13,684	
貸出金利息	7,733	
有価証券利息配当金	5,902	
コールローン利息及び買入手形利息	5	
預け金利息	42	
その他の受入利息	0	
役員取引等収益	1,386	
その他の業務収益	5,981	
その他の経常収益	846	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	846	
経常費用		20,099
資金調達費用	260	
預金利息	188	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△0	
借入金利息	19	
その他の支払利息	52	
役員取引等費用	1,512	
その他の業務費用	6,929	
営業経常費用	10,452	
その他の経常費用	945	
貸倒引当金繰入額	487	
その他の経常費用	457	
経常利益		1,799
特別損失		49
固定資産処分損失	14	
減損損失	34	
税金等調整前当期純利益		1,749
法人税、住民税及び事業税	503	
法人税等調整額	43	
法人税等合計		546
当期純利益		1,203
非支配株主に帰属する当期純利益		14
親会社株主に帰属する当期純利益		1,188

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 長野銀行

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎裕男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富田哲也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社長野銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意思表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 長野銀行
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎裕男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富田哲也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社長野銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社長野銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意思表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - イ 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ロ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ハ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - イ 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ロ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ハ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社 長野銀行 監査役会
常勤監査役 塚田益己 ①
社外監査役 神戸美佳 ①
社外監査役 轟速人 ①
社外監査役 降旗征一郎 ①
以上

以上

メ モ

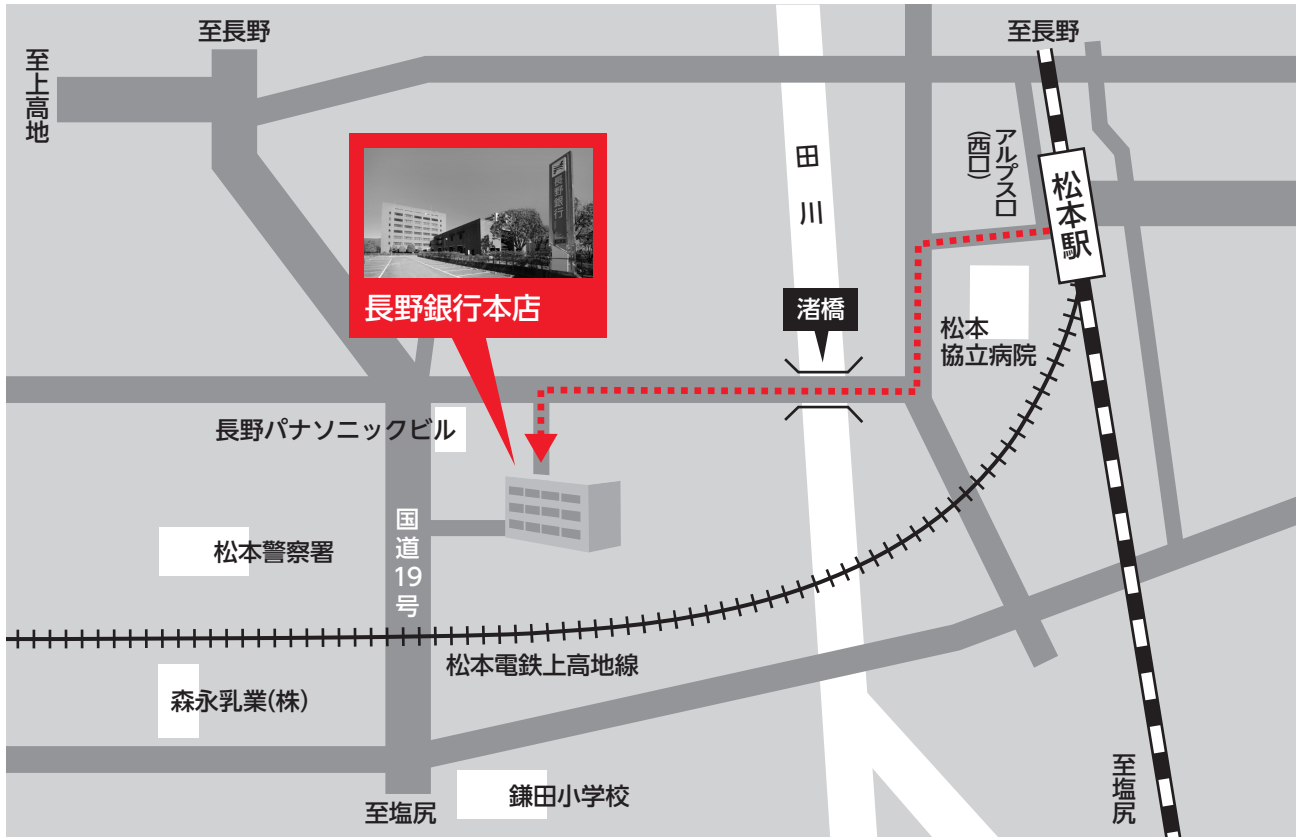
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

当行本店 2階大会議室



- ・お願い
株主総会当日の駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

交通の
ご案内

JR・松本電鉄
松本駅
アルプス口(西口)



徒歩で約15分



タクシー・車で約10分

会場

長野銀行本店

2階 大会議室

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

